

「八王子駅南口集いの拠点」における 「憩いライブラリ」の機能について （報告事項資料）



令和2年度第1回
八王子市生涯学習審議会

令和2年（2020年）12月 1日

目次

	項目	ページ番号
1	八王子駅南口集いの拠点の概要	1
2	憩いライブラリ基本コンセプト	5
3	機能・特色	6
4	基本的サービス	7
5	施設の概要	8
6	事業手法	9
7	運営形態	10
8	今後のスケジュール	11

八王子駅南口集いの拠点の概要 ①

八王子医療刑務所跡地に整備



この施設は、2018年（平成30年）昭島市の国際法務総合センターへ機能を移転し閉所した八王子医療刑務所の跡地（JR八王子駅南口、駅から徒歩約10分）に整備を予定しているものです。

説明

八王子駅南口に整備する「八王子駅南口集いの拠点」（以下「集いの拠点」という。）についてご説明いたします。

この集いの拠点は、八王子駅南口から徒歩約10分の八王子医療刑務所跡地に整備を予定しているものです。

用地面積は、約57,000㎡ありまして、この跡地を防災機能を有する公園として整備し、公園内に「歴史・郷土ミュージアム」「憩いライブラリ」「交流スペース」による複合施設を設置する予定です。

八王子駅南口集いの拠点の概要 ②

集いの拠点の整備目的

「サードプレイス」の提供



※サードプレイスとは

「自宅（ファーストプレイス）でも、学校・職場（セカンドプレイス）でもない」、居心地の良い「第3の居場所」（サードプレイス）のこと。

説明

次に、この集いの拠点の整備目的ですが、本市の市政運営の基本である「八王子ビジョン2022」では「人とひととの支えあい、つながり」と、市民と行政の「協働」を大きな柱としています。このため、本市では、この土台となる「コミュニティ」の活性化にむけて、重点的に取り組んでいくこととしています。

これらの市政運営の基本的考え方やコミュニティの活性化の推進のため、集いの拠点整備事業では「サードプレイス」を提供することを目的としています。

サードプレイスについては、全国的にもその重要性が高まりをみせており、市の将来を見据え、新たなニーズとして捉えているものです。

この図にあるように、「自分たちの施設として気軽に利用」することから、「また訪れたくなる」施設への好循環へ繋げることで、人々が「集う」拠点として成長していくことを期待するものです。

八王子駅南口集いの拠点の概要 ③

集いの拠点は、防災機能を備えた公園の中にある複合機能施設で主な導入機能は次のとおりです。

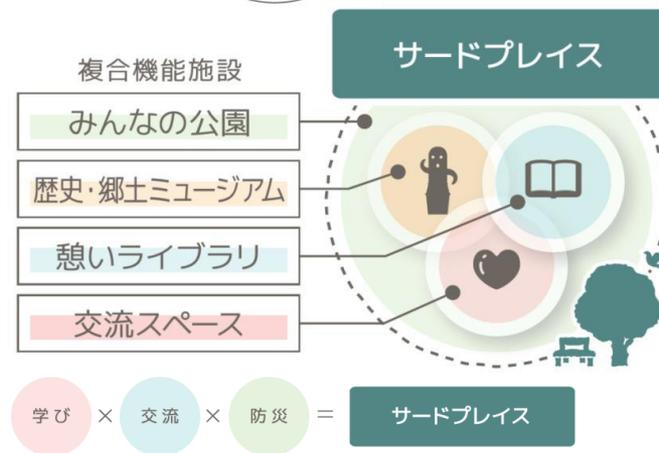
学びを支える
「歴史・郷土ミュージアム」



交流を促す
「交流スペース」



「憩いライブラリ」



説明

学び・交流・集いの相乗効果を生むとともに、集いの拠点全体をサードプレイスとするため、公園、歴史・郷土ミュージアム及び憩いライブラリに、これらをつなぎ自由度高く多様に利用できる交流スペースを整備します。

歴史・郷土ミュージアムは、「～地域への愛着や誇りを感じるミュージアム～」を基本コンセプトに、歴史・文化等の豊富な地域資源を活用し、地域を見て・触れて・感じてもらうミュージアムを目指し、八王子に対する愛着や誇りを感じ、育むキッカケの場としていきます。

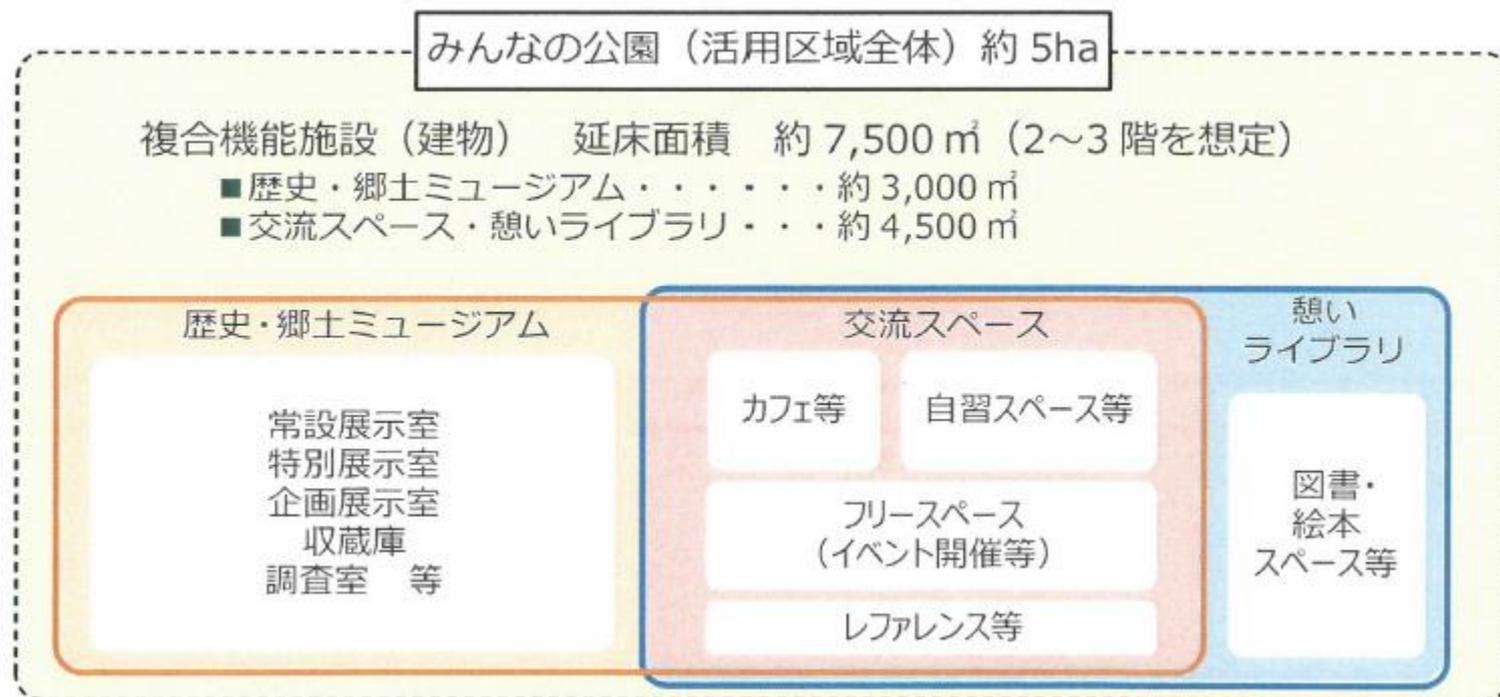
博物館としての機能の他に、「協創機能」（多様な市民と協働して行う展示や学習支援。伝統芸能に関する講演や教室等の文化継承の支援。市民団体やボランティア等の活動支援。）「ネットワーク機能」（市内外の博物館等との連携による研究、教育・普及活動）といった機能を導入してまいります。

八王子駅南口集いの拠点の概要 ④

憩いライブラリ

「学習・交流機能」を、交流スペースと融合することで、延べ床面積を交流スペースと合わせ、約4,500㎡とします。

憩いライブラリは、既存図書館との差別化を図り、多くの市民に親しまれる資料、書庫が不要な電子書籍の導入を進めます。



説明

「憩いライブラリ」につきましては、延べ床面積を交流スペースと合わせ約4,500㎡とします。

また、多くの市民に親しまれる資料を提供するとともに、電子書籍等の多様な形態で提供し、時代のニーズや子どもから大人までの知的好奇心に応えていきます。

交流スペースには、カフェ、自習スペース、フリースペース及び郷土資料閲覧コーナーを設けるよう検討しています。

これらのスペースは「賑わい」を許容するスペースとして運営する予定であり、憩いライブラリにつきましても、館内の賑やかさにグラデーションをつけることによって、子どもやその保護者が気兼ねなく利用できる施設運営をする方向で検討しています。

憩いライブラリ基本コンセプト

「八王子駅南口 集いの拠点整備基本計画」施設コンセプト

「～また来たくなる みんなのライブラリ～

子どもから大人までが、緑を感じながら気軽に読書に親しむとともに、様々な学びをきっかけとして、人と人の交流や新たな価値が生み出されていく」



「憩いライブラリ」基本コンセプト

児童書を中心とした蔵書構成の中で、窓の外に広がる公園の緑を感じつつ賑わいを許容しながら、大人が子どもに寄り添い、共に読書に親しめる環境づくりにより、従来の図書館の枠にとらわれない新たなサービスを提供する図書館

※近隣には、生涯学習センター図書館、由井市民センターみなみ野図書館、北野市民センター図書館及び中央図書館があり、憩いライブラリについては、単なる図書館の増設にとどまらず、これらの既存の市図書館とサービス内容等の差別化を図る必要もあります。

説明

サードプレイス実現のため、基本計画では、施設コンセプトを「～また来たくなる みんなのライブラリ～」としています。

そして、現在は、この基本計画における施設コンセプトを踏まえ、「『憩いライブラリ』基本コンセプト」のように基本コンセプトを掘り下げています。

これは、現在、憩いライブラリの方向性として児童書を中心とした蔵書構成を目指していること、また、基本計画では「賑わい」を許容した施設であることが分からない表現となっているため、より、憩いライブラリのコンセプトをつかみやすいものにするためのものでもあります。

機能・特色

基本コンセプトを具現化するための主な機能や特色は次のとおり

①居場所

ゆったりと空間で長時間滞在し、本に親しめる居場所の提供

②館内閲覧を主とする

全てを開架資料とし貸出をしないことで、常に多数の本と触れ合える
※テラス等の一部屋外への図書の持ち出しは可（一時貸出機能）

③児童書を中心とした蔵書構成

児童書、児童書に引き続いて中高生に読んでもらいたい良書、実用書及び郷土資料によって蔵書を構成

④賑やかさを許容する空間

併設するカフェでの飲食物の提供や、ミュージアムとのコラボイベント、グループによる学習スペースなど、子どもがのびのびと図書に触れ合える空間を提供

⑤館内でのデジタルコンテンツの提供

逐次刊行物等を中心に電子媒体で提供

⑥司書の配置

主に子どもたちに寄り添い、簡易なレファレンス等にも対応

説明

基本コンセプトを具現化するため、①～⑥の機能によって特色のある図書館運営を目指していきます。

- ① ゆったりとした空間で長時間、本に親しめる居場所を提供します。
- ② 館内資料は貸出をせず、すべての資料を開架に置いておくことにより、いつでも多数の本を手にとれるようにします。また本をライブラリ外に持ち出し、カフェやテラス席で、ゆっくりと読書を楽しむことも可能です。
- ③ 開架スペースには児童書その他、中高生に読んでもらいたい良書、実用書を配架し、交流スペースに郷土資料を配架します。
- ④ 子どもたちが本で得た知識を体験と結び付けることができるよう、ミュージアムとのコラボイベントを実施します。また、グループ学習もできるなど賑わいを許容する空間を実現することで、今まで「騒いではいけないから」と図書館に来られなかった子育て世代にも足を運んでもらえるようにします。
- ⑤ 市内図書館で初の試みとして、図書館内のみで閲覧が可能となるシステムを導入し、逐次刊行物等を中心に電子媒体で提供します。
- ⑥ 子どもたちが読みたい図書を提供できるように、子どもたちに寄り添うことをフロアワークの主目的とする司書を配置するとともに、簡易なレファレンス等にも対応します。

基本的サービス

提供するサービス内容は次のとおり

- (1) 館内（含む公園の一部）での資料の閲覧
- (2) 簡易レファレンス
- (3) おはなし会
- (4) デジタルコンテンツの提供（館内閲覧用タブレットの貸出）
- (5) 市内他図書館からの取り寄せ資料の貸出・返却



説明

これらの機能及び特色を踏まえ、提供される基本的なサービス内容は、（１）～（５）のとおりです。

特徴的なサービスは、

- ・ 図書館利用者が来館した際に、目的とする資料をいつでも手にすることができるよう、資料の館外貸し出しを行わず、館内での閲覧に限定している点
- ・ 図書館でのレファレンスについては、所蔵資料等に対する簡易なレファレンスに限定し、隣接する交流スペースに設ける郷土資料コーナーでは、郷土資料に関する通常のレファレンスを提供する点
- ・ 市図書館では初めて、館内でデジタルコンテンツを提供する点

などです。

施設の概要

現在検討中の施設概要は次のとおり

1 床面積

憩いライブラリ・交流スペース・・・4,500㎡

2 施設内容

(1) 図書館部分

- ・ 受付カウンター
- ・ 開架書架（児童コーナー、おはなし会スペース、一般書コーナー、
テーマ展示コーナー）
- ・ 市内他館資料の自動貸出コーナー
- ・ 授乳・調乳スペース、赤ちゃんふらっと

(2) 交流スペースの主な機能

- ・ 郷土資料コーナー
- ・ 個人及びグループ学習室
- ・ カフェ・テラス

説明

現在、憩いライブラリを構成する施設内容をこのように検討しており、他の既存図書館には無い主な特徴は次のとおりです。

- ・ 憩いライブラリを受取館指定した他の市図書館からの予約資料を貸し出すための「自動貸出コーナー」の設置
- ・ 母子専用の「授乳・調乳スペース」の設置
- ・ 「学習室」「郷土資料コーナー」「カフェ・テラス」といった機能を有する「交流スペース」を隣接して設置

事業手法

「集いの拠点」整備では、整備基本計画と財政負担軽減の双方を実現するため、6つの視点を設定のうえ、事業手法を決定しています。

- 1 運営を重視した施設整備
- 2 民間事業者の提案や創意工夫
- 3 長期安定的な運営
- 4 国有地活用の妥当性
- 5 供用開始までの期間
- 6 市の財政負担軽減



従来方式（直営方式）を含めて比較検討した結果、選定された民間事業者が設立するSPC（特別目的会社）が、自ら資金を調達し、施設全体の設計、建設、維持管理及び運営を一貫して実施できるPFI法に基づくPFI事業方式を選定しています。

説明

サードプレイスとして整備する集いの拠点の整備目的の達成には、複合機能施設として運営等のソフト面を重視するとともに、将来にわたり幅広い市民に利用される持続可能な運営を実現することが必要です。

このため、事業手法の決定にあたっては、運営等のソフト面を重視した施設設計ができることに加え、施設整備から運営までの事業全体にわたるコストパフォーマンスが期待できることを要件としています。

検討の結果、資金調達から運営までを一貫して実施するうえで、効率的・効果的な事業実施が期待できるPFI事業により実施することが決定しています。

運営形態

～従来の図書館機能に付加する機能や特色を展開するため～

既存の図書館では実施していなかった多世代の交流や、小さな子どもを連れた子育て世代が気兼ねなく利用できるスペースの確保、電子書籍の活用による時代のニーズに応じた図書館機能の導入などにより、従来の図書館サービスにとどまらないサービス提供を目指すため、これらを実現できる新たな運営手法が必要です。



憩いライブラリでは、民間の活力や経験を活用する必要があるため、事業手法の決定を踏まえ、指定管理者制度による運営を予定しています。

説明

最後になりますが、運営形態につきましては、集いの拠点の整備・運営の手法が、官民連携事業手法のひとつであるPFI事業により実施することが決定されていること、また、従来の市図書館のサービスにとどまらないサービス提供を目指ため、民間事業者の活カや柔軟な提案力、経験を活かして運営する必要があることから、指定管理者による運営を予定しています。

なお、指定管理制度の導入にあたっては、指定管理者制度を導入している他地域の事例などを踏まえ、指定管理者制度ガイドラインに基づき要求水準書を定め、モニタリングを通じコントロールを行うことで、適切な管理運営が可能であると考えています。

今後のスケジュール

年 度	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5~R7	R8(2026)
整備基本計画	策定						
国交付金			概算 要望 6月	本 要望 12月			
用地取得 (国・都)		◎ 地方審議会(2月) ◎ 地方審議会(12月)	取得手続き	都市計画 決定(8月)	用地取得 (6月議会)		
事業手法決定・ 公募			事業認可 (3月)	要求水準書・公募資料作成	公募・選定	契約	
施設整備						設計・建設・移転準備	供用 開始
市民参画	アンケート・ワークショップ・機運醸成等						

